河合委員からの質問及び回答①

資料１－３－４

|  |
| --- |
| 〔施策名〕  大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例の周知・啓発  〔上記資料のページ番号〕  Ｐ６ |
| 〔質問内容〕  　昨年８月、在日コリアンが多く暮らす京都府宇治市ウトロ地区で放火事件が発生し、この地域の歴史的な資料が多く失われた。また、７月には在日本大韓民国民団の愛知本部への放火事件が、また、12月には東大阪市でも在日本大韓民国民団の事務所に対し、何者かがハンマーを投げ込み窓ガラスを割る事件が発生している。  　個別事件の背景を知るには適正な司法手続きによる事実の解明と処分を待つ必要があるが、これらの事件が日本で暮らす多くの在日コリアンの人々にとってどのような意味を持つのかを、私たちは深刻に受け止める必要がある。  　その立場から言えば、これらの事件は日本社会のなかにある在日コリアンに対する差別意識の最も悪質な表れであると同時に、ネット上などで日々、繰り返される差別発言とその背後にある差別意識につながる一部であるといえる。  また、その標的とされる人々にとっては、自分がいつそのような攻撃を受けるかもしれないという心理的なストレスを強制するものであるという意味で、単なる個人の暴力行為ではなく社会に深刻な被害と分断を及ぼすヘイトクライム（憎悪犯罪）であり、絶対に許してはならないということを社会的な認識として明確にする必要があると考える。  ヘイトスピーチ解消法の施行にあわせて法務省は「ヘイトスピーチを許さない」という啓発をポスター等を通して積極的に行った。こうした経験も踏まえて、行政が率先してヘイトクライムを許さないという毅然とした姿勢を示し、社会的な規範を守ることが非常に重要である。大阪府として見解と取り組みの現状を問う。 |
| 〔回答〕  一刻も早い容疑者の逮捕及び適正な司法手続きによる事実の解明が待たれますが、このような犯罪行為は決して許されるものではありません。  大阪府では、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）」第７条において、「何人も、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動をしてはならない。」と定め、いわゆるヘイトスピーチを禁止しております。  今年度からは、条例施行月である11月を条例啓発推進月間と定め、ポスターやリーフレットの配布の他、府政だよりへの掲載や、デジタルサイネージによる啓発等、集中的な啓発の取組みを行ったところです。  今後とも、ヘイトスピーチをなくそうという意識を府民に共有していただき、全ての人がお互いに人種や民族の違いを尊重し合いながら共生する社会を築くことをめざし、引き続き、条例の周知、啓発に努めてまいります。 |